

ご存じですか？

平成29年1月から

# セルフメディケーション税制 が始まりました

医療費控除制度の特例として、  
スイッチ OTC 医薬品の購入額が年間 **12,000 円** を超えた場合に、  
税務署に申告すれば税金が戻ってきます。

セルフメディケーション  
税 控除 対象

このマークが目印です

※表示されない対象製品もあります。



## スイッチ OTC 医薬品が対象です

厚生労働省のホームページで、具体的な対象製品名を確認できます。店頭にはマークつきの医薬品が店頭に並びます。対象製品を購入した際には、レシートや領収書にその旨が表記されます。

●対象製品は厚生労働省ホームページでご確認ください

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>

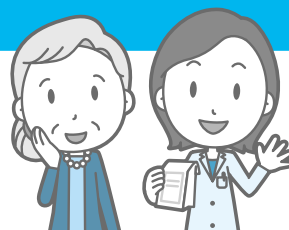
## OTC 医薬品とは？

「Over The Counter」の略で、医師の処方せんなしで、薬局などのカウンター越しに消費者が直接購入できる薬のこと。医療費控除の特例の対象となるのは、医療用医薬品から転用された「スイッチ OTC 医薬品」で、かぜ薬、胃腸薬、鎮痛薬、湿布薬などさまざまな種類があります。

## 対象となる人は？

以下の3つすべてに該当する人は、申告の対象となります。

- ① 所得税や住民税を納めている。
- ② 1年間（1～12月）に健康の維持増進や疾病予防の取り組みを行っている。  
（定期健康診断等、インフルエンザ予防接種、がん検診）
- ③ 1年間（1～12月）で、対象となる医薬品の購入額が12,000円を超えている（扶養家族分を合算可）



## レシートや領収書は保管するようにしましょう。



申告時に必要となりますので、医薬品購入時のレシートや領収書は家族分も含めて保管するようにしましょう。また、セルフメディケーション税制を利用するには、インフルエンザ予防接種の領収書や健診の結果通知表が必要となります。こちらも大切に保管しましょう。

### 試算

所得税率 20% の人が年間 50,000 円購入した場合

$(50,000 \text{ 円} - 12,000 \text{ 円}) \times 20\% = \underline{7,600 \text{ 円}}$  が戻ってきます。

さらに、翌年度の住民税分として、

$(50,000 \text{ 円} - 12,000 \text{ 円}) \times 10\% = \underline{3,800 \text{ 円}}$  が戻ってきます。

## 通常の医療費控除と同時に利用はできません

通常の医療費控除は、1年間の医療費が10万円を超えた場合に、超えた額が課税所得から控除され税金が戻ってくる制度です（控除の上限200万円）。セルフメディケーション税制は、1年間の医療費が10万円以下の場合でも、対象となる医薬品の購入額が12,000円を超える場合に利用できます（控除の上限88,000円）。

ただし、通常の医療費控除と同時に利用することはできません。どちらがよいか、よく検討して選びましょう。詳しくは税務署へお問い合わせください。



セルフメディケーション税制と通常の医療費控除  
同時に利用はできません。